



## 過巻防止装置を解除したまま操作し、 クローラ・クレーンが後ろ向きに転倒

### ★災害発生時の移動式クレーンの仕様

ジブが伸縮しないクローラ・クレーン	
つり上げ荷重	50t
ジブの長さ	43m
基本ジブ	6.5m+6.5m
継ぎジブ	3m×1本 6m×3本 9m×1本

### ★災害発生状況

災害発生前日、台風が接近したため現場責任者の指示によりジブを地面に倒し、帰社することとした。

その際、ジブ傾斜角の範囲をこえるため巻上げ解除スイッチ（自動復帰型）を木片で解除側に固定し、運転した。

作業終了後、木片は取り付けただままにしておいた。

災害発生当日、前日の運転者が欠勤したため、別の運転者が運転することとなった。

引継事項としては、ジブを倒しておいたことだけで、安全装置の解除については説明がなかった。

当日、最初の仕事は鉄筋ストックヤードから10m離れた作業ヤードに補巻で約1トンの鉄筋束を運搬する作業であった。

数回の運搬作業後、次の作業までジブ傾斜角約70度の状態で待機することにしたが、補巻フックにかけられたままの玉掛用ワイヤロープに付いている介錯ロープが作業員の邪魔になるため、補巻フックを巻上げた。

その直後、クローラ・クレーンの周囲に立入禁止のバリケードがないことに気が付き、

運転者はエンジンをかけたまま運転席を降りバリケードの設置に取りかかった。

バリケード設置作業中、上方で「カチン」と音がし、それとほぼ同時に運転席の起伏警報ブザーが鳴りだした。

運転者は運転席に戻り、補巻き下げの操作をしたが間に合わず、補巻ワイヤロープが起伏用ワイヤロープの役目をし、ジブが後方に倒れる形で転倒した。

倒れたジブにより、現場に隣接する現場事務所の二階部分を半壊した。

### ★災害発生原因

1. 安全装置を解除して作業した。
2. 運転操作レバーの位置を確認しないで運転席から離れた。

（運転者は操作レバーを中立位置に戻したつもりだったが、実際には低速位置に入ったままであった。）

### ★防止対策

1. 安全装置等については、常時有効な状態を保持すること。  
又、臨時にその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後、直ちに原状に復しておくこと。
2. 安全装置等について、その日の作業開始前に点検を実施すること。
3. 運転者はエンジンをかけたままの状態でもやみに運転席から離れないこと。
4. 立入禁止のバリケードの設置等安全対策については、作業開始前に行い確認すること。